

保育所等の利用申込に係る留意事項

以下の内容に同意したうえでお申し込みください。

1. 支給認定証について

- ・保育所等の利用に係る支給認定証を新規の利用申込者全員に交付します。支給認定証の交付について、申請から支給認定証の交付まで30日を超える場合があります。
- ・利用希望月の申込締切日までに支給認定に必要な書類が提出されない場合、支給認定申請を却下します。
- ・希望どおりの保育必要量（保育標準時間・保育短時間）で認定されても、基本保育時間（保育標準時間：11時間・保育短時間：8時間）の保育の利用を保証するものではありません。保育所等を利用できるのは、保護者の就労時間帯など保育が必要な範囲に限ります。
- ・支給認定を受けた後に、世帯構成や保育所等を利用する要件等の申込内容に変更が生じた場合は「認定の変更申請フォーム」から手続きを行ってください。
- ・保育を必要とする事由により、支給認定の有効期間が異なります。保育を必要とする事由が継続する場合は有効期間が切れる前に必要な書類を提出し、新しい支給認定証の交付を受けてください。本市が認める保育所等の利用期間中であっても、支給認定の有効期間が切れる場合、退所となります。

2. 申込手続きと利用調整について

- ・利用希望月の申込締切日までに利用申込に必要な書類が提出されない場合、利用希望月の利用調整で不利になります。なお、利用者の書類提出時の内容不備や添付漏れ、並びに予期しないシステムの不具合による書類の未達について、市は一切責任を負いません。
- ・申込内容に変更がある場合は、各種電子フォームを利用して保育幼稚園室へ報告してください。手続きが不明な場合は、保育幼稚園室に連絡してください。利用希望月の申込締切日までに必要な書類が提出されない場合、利用調整で不利になります。
- ・保育所等の利用申込については、年度ごとに手続きが必要です。保育所等への入所が不可となり待機していて、次年度の保育所等の利用を希望する場合は、改めて申込手続を行う必要があります。
- ・吹田市外の保育所等の利用を希望される場合、利用申込をしたい保育所等がある市区町村の申込締切日の10開庁日前までに吹田市の「保育所等の利用申込フォーム」から電子で申込手続を行ってください。ただし、吹田市外に転出予定の場合は、申込先市区町村の定める様式で書類を準備し、吹田市へ郵送にて提出してください。
- ・利用調整の基本指数について、3親等以内の親族が経営している会社で勤務している場合、雇用型勤務ではなく、自営中心者・自営協力者として判定する場合があります。

3. 保育所等の利用について

- ・利用希望保育所等の保育方針等について事前に確認してください。
- ・保育所等に利用内定となった場合、利用開始までに内定した保育所等で面談と健康診断を受けていただきます。利用開始までに面談と健康診断が受けられない場合、利用内定が取消となります。
- ・利用内定となった保育所等が、現在通園中の保育所等に対し、保育に係る情報等を問い合わせることがあります（転所の場合や、小規模保育事業・事業所内保育事業を卒園の場合）。
- ・本市では利用開始日より前に「ならし保育（入所した保育所等に慣れるための短時間保育）」をすることはできません。利用開始後から保育所等での「ならし保育」を実施することとなります。「ならし保育」の期間等については、保育所等の指示に従ってください。
- ・保育所等を連続して2か月を超え、欠席した場合は、特別な事情がある場合を除き、保育の利用を終了するものとします。

4. 利用者負担額（保育料）に係る情報閲覧について

- ・保育料決定のために必要であるときは、父、母およびその世帯員の市町村民税課税状況について、市が内容を確認します。また、その情報に基づき決定した保育料について、保育所等に対して提示します。
- ・保育幼稚園室が保有する債権（保育料、給食費、延長保育料等）について、保護者の過納付・誤納付があった場合、滞納分に充当します。
- ・申込内容と事実が異なっている場合は、保育料を変更することがあります。
- ・必要な税関係書類の提出がない場合は、最高階層で保育料を決定することがあります。
- ・利用者負担額（保育料）の決定等の事務において、自治体は個人番号（マイナンバー）の利用が可能です。制度の主旨を理解のうえ、個人番号カード（マイナンバーカード）の写し及び本人確認書類の提出にご協力ください。なお、これらの書類は、A4サイズの紙に写しを貼り付け、右肩に申込児童の氏名、生年月日、第1希望園を記載して保育幼稚園室まで郵送にて提出してください。

5. その他

- ・保育所等の整備・運営形態（公立保育所の民営化等）は、保育施策の見直しなどに伴い、変更となる場合があります。
- ・入力内容について市の職員にご相談いただいた場合、お答えすることはあくまでも助言となります。市の職員が、利用希望期間や利用希望保育所等を指示したり、何かをお約束することはありません。申込フォームへの入力は、ご自身の責任でお願いします。